

小値賀町議会第三回定例会  
(第二日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良  
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会参事	代表監査委員
山田	三浦	巖充	筒井	谷良	西久	中川	吉元	尾崎	中村	升水	大黒	大田	井上
憲道	清敏	也敏	英敏	良一	久之	一也	勝信	孝三	敏章	裕司	泰三	一夫	喜隆

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成十九年九月十九日（水曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（ 加山雅徳議員 ・ 土川重佳議員 ）
- 第二 議案第四五号 平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）
- 第三 議案第四六号 平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）
- 第四 議案第四七号 平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）
- 第五 議案第四八号 平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第六 議案第四九号 平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）
- 第七 議案第五〇号 平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 第八 議案第五一号 平成十九年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）
- 第九 議案第五二号 平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）
- 第十 議案第五三号 平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、二番・加山雅徳議員、三番・土川重佳議員を指名します。

日程第二、議案第四五号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） おはようございます。

議案第四五号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）について説明いたします。

今回の補正予算は、地方交付税の額の確定による補正及び人事異動による人件費の補正が主なものでございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ三千四百七十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十七億三千六百七十万円とするものでございます。

第二条は、第二表「地方債補正」に示しますとおり、臨時財政対策債の限度額を七千五百万円から七千六百五十五万円へ百五十五万円増額するものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、一款・町税、一項・町民税、一目・個人を二百二十七万円増額し、町民税の総額を六千四百九十七万九千円としております。同じく二項・固定資産税、一目・固定資産税を二百四十四万五千円増額し、固定資産税の総額を六千八百七十一万四千元としております。同じく三項・軽自動車税、一目・軽自動車税を十三万二千円減額し、軽自動車税の総額を六百

八十五万八千円としております。

八款・地方特例交付金、一項・地方特例交付金、一目・地方特例交付金を二百八十八万二千元減額し、地方特例交付金の総額を百十一万八千円としております。

九款・地方交付税、一項・地方交付税、一目・地方交付税を一億一千四百九十二万七千円増額し、地方交付税の総額を十六億一千四百九十二万七千円としております。これは、前年度より五千六百二十九万五千円(三・四%)の減額でございます。

十一款・分担金及び負担金、一項・分担金、一目・農林水産業費分担金を三十七万五千円増額し、分担金の総額を八十七万九千円としております。

十四款・県支出金、二項・県補助金、一目・総務費県補助金を四十二万円増額、同じく二目・民生費県補助金を二十二万円増額、同じく三目・衛生費県補助金を八万一千円増額、同じく四目・農林水産業費県補助金二百八十九万七千円の増額は、松毛虫防除事業百七十三万四千円が主なものでございます。同じく五目・商工費県補助金を二百九十四万円増額し、県補助金の総額を一億七千三百六十七万九千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金を十四万二千元増額、同じく四目・農林水産業費委託金を五万一千円減額し、委託金の総額を二千二百四十六万七千円としております。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・財産貸付収入十六万円の増額は、グループホーム敷地の貸付収入でございます。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、二目・振興基金繰入金を一千七百五十八万六千円繰り戻し、同じく六目・地域福祉振興基金繰入金を一百万円繰り戻し、同じく八目・減債基金繰入金を八千二百二十二万二千元繰り戻し、基金繰入金の総額を八千七十七万三千元としております。同じく二項・特別会計繰入金、一目・老人保健事業特別会計繰入金を五百四万九千円増額、同じく三目・介護保険事業特別会計繰入金を二百七十七万七千円増額、同じく四目・国民健康保険診療所特別会計繰入金を一千万円増額し、特別会計繰入金の総額を一千七百八十二万八千円としております。

十九款・諸収入、四項・雑入、五目・雑入を百六十二万円増額し、雑入の総額を五千九百三万六千円としております。

二十款・町債、一項・町債、一目・総務債を百五十五万円増額し、町債の総額を二億四千三百三十五万円としております。歳出では、一款・議会費、一項・議会費、一目・議会費を六十八万二千元減額し、議会費の総額を五千四百五十五万九千円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費六百八十三万九千円の増額は、退職手当組合負担金四百二十七万五千円及び斑地区光ケーブル移設費用百四十一万八千円が主なものでございます。同じく三目・財政管理費を四万八千円増額、同じく五目・財産管理費を七百六十六万二千円増額、同じく六目・企画費を七十二万六千円増額、同じく八目・空港費を九百四万八千円減額し、総務管理費の総額を三億一千九十一万五千円としております。同じく二項・徴税費、一目・税務総務費を二百三十三万八千円減額し、徴税費の総額を二千八百一十一万五千円としております。同じく三項・戸籍住民基本台帳費、一目・戸籍住民基本台帳費を二万一千円増額し、戸籍住民基本台帳費の総額を八百八万八千円としております。同じく四項・選挙費、六目・県議会議員選挙費八十九万円の減額、同じく八目・町長町議会議員選挙費を百四十九万五千円減額し、選挙費の総額を一千二百四万五千円としております。同じく五項・統計調査費、一目・統計調査総務費を八万円増額、同じく二目・国土調査費を三十二万九千円増額し、統計調査費の総額を三千五百二十九万四千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費を三百五十一万円減額、同じく三目・老人福祉費を五万七千円増額、同じく四目・身体障害者福祉費を七百六十五万二千円増額し、社会福祉費の総額を二億七千六百三十二万二千円としております。同じく二項・児童福祉費、三目・児童福祉施設費を九百六十四万円減額し、児童福祉費の総額を五千五百六十六万円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費四百七十七千円の減額は、簡易水道特別会計繰出金五百五十万円の減額が主なものでございまして、保健衛生費の総額を一億一千三百六十二万九千円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費を四十五万八千円増額、同じく二目・し尿処理費を二百二十一万五千円増額し、清掃費の総額を九千三百六十七万六千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、二目・農業総務費を九百四十七万九千円増額、同じく三目・農業振興費を百六十五万一千円増額、同じく四目・畜産業費を四十万四千円増額、同じく五目・農業費を三百八十七万五千円増額し、農業費の総額を一億九千九百二十四万一千円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費二百十六万四千円の増額は、松くい虫防除事業に係る清算及び松毛虫防除事業に係る経費の計上が主なものでございまして、林業費の総額を二千四百三万六千円としております。同じく三項・水産業費、一目・水産業総務費を三十一万五千円増額、同じく二目・水産業振興費は財源調整、同じく四目・漁港管理費を八十四万八千円増額、同じく五目・漁港建設費を百三十一万六千円減額し、水産業費

の総額を二億三百九十二万二千元としております。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費一千八百二十二万四千円の増額は、小値賀交通バス購入補助金一千七百万円が主なものでございます。同じく三目・観光費を二百六十七万九千円増額し、商工費の総額を九千二百八十三万三千元としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費四百三十三万円の増額は、下水道事業特別会計繰出金二百七十万円が主なものでございまして、土木管理費の総額を一億百七十三万五千円としております。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費を二百万円増額し、道路橋梁費の総額を一千六百六十六万三千元としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、二目・事務局費を百九十一万七千円減額し、教育総務費の総額を三千四百四十四万二千元としております。同じく二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費を十七万円増額し、小値賀小学校費の総額を一千二百七十六万一千円としております。同じく六項・幼稚園費、一目・幼稚園費を三万五千円増額し、幼稚園費の総額を二千四百六十七万七千円としております。同じく七項・社会教育費、一目・社会教育総務費を三百二十一万七千円減額、同じく五目・文化財保護調査費を三十一万五千円増額、同じく六目・図書館費を四十万円増額し、社会教育総務費の総額を六千二百七十万二千元としております。

十一款・公債費、一項・公債費、一目・元金は、財源調整でございまして。

十三款・予備費を十四万六千円減額し、予備費の総額を五百十八万一千円としております。

以上で、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算(第二号)の概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長(横山弘藏)** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町 税

松永議員

**九番(松永勇治)** 第一項の町民税、一目・個人、二節・滞納繰越分、十八年度繰越分の二万九千九百五十三円、それと以前の分の十五万六千五百二十四円、合わせて十八万六千円。二項、一目・固定資産税、二節・滞納繰越分、十八年度繰越分

三十二万七千円、以前の分百三万六千九百円、合わせて百三十六万三千円に係る年度別件数と税額。また債務者に対し、法的手続きがなされているのかと、県民税の按分率をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

町民税の個人の分ですけれども、年度別で言います。平成二年度分一名、平成十二年度分一名、平成十六年度分一名、平成十七年度分が二名、平成十八年度分二名が町民税です。

固定資産税につきましては、平成十四年度分一名、平成十五年度分一名、平成十六年度分が二名、平成十七年度分が二名、平成十八年度分が四件であります。

督促はいたしております。

県民税の按分率については、ちよつと手元に資料がありませんので、後ほどお答えしたいと思います。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 固定資産税についてはですね、決算でも申し上げますけれども、町外に出た方が多いということですね、非常に徴収に苦勞されると思えますけれども、その点についてこの滞納者がですね、町外におられる方々が大半なのか、その辺をひとつご説明願います。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 固定資産税の滞納につきましては、平成十八年度の一名を除き、みなさん町外者の方でございまして、督促も行っておりますし、金額には足りないんですけれども、少しずつ収めていただいておりますので、全額じゃないんですけれども、例えば、固定資産税が十万円とすると、一万円ぐらいしか入ってきていないもんですから、滞納が多くなっている状況でございます。

それから、先ほど保留しましたけど、県民税の按分率ですけども、「〇・三〇六」です。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 今現在、一件だけで、あとは町外の方だという話ですけども、債務者に対しての通知は届いており、向こうからの反応はあるわけですね

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 通知も出しておりますけども、返事と言いますか、手紙では返事は来てませんが、電話で話すときに返答はいただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・地方特例交付金

松永議員

九番（松永勇治） 地方特例交付金につきましては、平成十五年度が六百三十五万二千元、十六年度が四百八十万二千元、十七年度三百八十四万一千元、十八年度二百七十三万四千元、十九年度当初予算見積積額で四百万円を計上して、今回、二百八十八万二千元減額、百一十八万八千元と、年々減少しておるわけですけど、当初予算に組む額がですね、実績からしてですね、当初四百万、四百万と続いとるわけですね。

そういうふうな中でですね、やっぱり予算を組むときにはある程度実績をあれして、当初予算には掲げないと、去年も四百万組んで十八年度は二百七十三万四千元。今回も四百万組んで百一十八万八千元計上になりますが、そういうなことにしていますね、十分慎重に予算計上は当初からしていただきたいと思いますが、如何でしょうか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 松永議員さんのおっしゃるとおりでございます。当初、定率減税の分の廃止になった分を含めて組んでおります。もう少し慎重にやればよかったなというふうな反省しております。

来年度からそういうことがないようにしたいと思いますので、よろしく願います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・地方交付税

松永議員

九番（松永勇治） 地方交付税につきましては、先ほど提案理由の中で申し上げられましたけども、端数までついているのとおそらく百%計上だと思っておりますけど、普通交付税、これは百%計上でしょうか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） おっしゃるとおり、100%計上でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・分担金及び負担金

小辻議員

四番（小辻隆治郎） ながさき「食と農」支援事業で、括弧して「ふるさと振興基盤整備事業」とありますけども、初めての項目と思います。事業内容をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） お答えいたします。

今回、畑総事業で基盤整備をいたしました圃場が十数年経ちます。それで、暗渠設備が目詰まりをしまして湧水が方面に流れ出ております。その湧水対策として今回、十四戸の一・四ヘクタール分の湧水処理対策をするものでございます。

全体で五十六戸の農家の方がですね、湧水で困っているというふうな要望があっております。それで、随時、県補助を利便して湧水対策を実施していきたいと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十四款・県支出金

松永議員

九番（松永勇治） 十頁でございます。県補助金ですね、二項・県補助金、三目・衛生費県補助金、一節・保健衛生費補助金ですが、離島地域安心出産支援補助金の八万一千円が今回新たに計上されております。

これは、昨日、条例であれしたものと関わりのあるものかどうかをお尋ねします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

今、議員がおっしゃったように昨日の条例と関連しております。町の支出額の二分の一が補助金として入ります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 些細なことですけどもね、農林水産業費県補助金の、二節・林業費補助金、森林整備地域活動支援交付

金が四万五千円全額減額されております。その理由とですね、それから五目の商工費県補助金の、一節・商工費補助金、長崎県新生活交通確保支援事業補助金が新規に計上してありますが、内容をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） お答えいたします。

この事業は十八年度から始まりまして、十九年度に制度改正によりまして、補助金の減額と町有松林が対象外になっております。それで全額減額をしております。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えをいたします。

長崎県新生活交通確保支援事業補助金でございますが、これにつきましては市町が取り組む新たな生活交通の確保の検討等を支援するために行う県の補助金でありまして、今回の二百九十四万という補正につきましては、小値賀交通のバス購入事業に係る充当分がほとんどでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十五款・財産 収入

松永議員

九番（松永勇治） 財産収入ですね、グループホーム敷地貸付収入でございますけど、これは年度途中でございまして、この十六万つちゆのは年の契約額じゃないと私は考えるわけですが、年間契約としてどのくらいの土地貸付収入を契約されているのかお尋ねします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

月額二万円です。賃貸借契約を結んでおります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十七款・繰入 金

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 二目・振興基金繰入金で、一千七百万払い戻しておりますけれども、この充当先がお分かりになれば、お願いします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

この振興基金の充て先ですけれども、これは農道整備事業の債務負担行為の分に充ててるものと、県営畑総で債務負担行為を行っておりますけれども、それに充ててる分が全部でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 一千七百五十八万六千円はですね、振興基金繰入金充当先をですね、財政課長から当初予算の折もらってるんですよ。

その中ですね、一千七百万うちゆうのは今言われた他にですね、五千百七十万一千円以下に大島地区の、担い手育成畑総事業とかですね、離島漁業再生支援交付金、それに小値賀交通運行補助、それにNPO法人おぢかアイランドツーリズム協会の運営補助などを合わせて一千七百万になっていると思うんですけども、今の二つを足すと、一千三百七十万一千円ですが、ちよつと私の勘違いでしょうか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 先ほど、伊藤議員さんの方にお答えしましたのはですね、現在、繰り戻していない分、六千百一十五千円の分でございます、先ほど言いました農道整備事業、それと県営畑総事業ですね、小値賀も大島も含めて、その分に充てた、現在残ってる分を充ててるのが六千百一十五千円でございます、今回、一千七百五十八万六千円減額している分は離島漁業再生支援交付金の五百万、小値賀交通運行費補助金が八百万、それからNPO法人おぢかアイランドツーリズム協会の運営補助金に充てております分が一千八百五十八万六千円でございます。

それを今回、繰り戻したということでございます。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 一応、一億九百万あまり繰り戻して、基金の取り崩しが八千万ぐらいになってますけれども、先ごろ、「五年後にはもう長崎県も基金の取り崩しでにっちもさっちも行かなくなる。」という新聞の報道がありましたけれども、基

金の繰り戻しは今年度も考えているのかと、もう一つ、今後の方向性を少し聞きたいと思います。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

現在、あと八千七十七万三千円基金を取り崩したままになっておりますけれども、現在、普通交付税の分につきましては、予算計上させていただいております。それで、今、特別交付税の申請をしている段階でございます。特別交付税が幾らになるかによりまして、その分をこの基金の方にまた戻させてもらいたいというふうに考えております。

まあ昨年度並みと言いますか、七千万以上きますと、あと一千万切るか切らないかぐらいの崩し額になるということでございます。全額繰り戻すことができるかどうかという判断はこれからの先の問題ですので、おおよそそれぐらいになるんじゃないかなというふうに考えておりますが、一つ繰上償還したい起債がございます。利子が高いやつが一件あります。それをですね、あと三千五百万ぐらい残ってるんですけども、もし、その分を先に繰上償還させてもらって、残りの分を基金に戻したいというふうに考えております。

今後の見通しとしては、今年で全部基金に戻すということになりますと、今年は二千万か三千万ぐらいの取り崩しが残りますけれども、これが来年、再来年となりますと、公債費の償還が年々減少しております。それに伴いまして地方交付税も減額するわけですけども、その分の、約三分はですね、一般財源が必要でなくなるといことなので、あと二年から三年したら、取り崩すしよりも幾らかでも積み立てることができるようになるんじゃないかなあというふうに予測をしております。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治）

今、財政課長の話ではですね、基金の取り崩しをしないために一生懸命予算を捻出しているような感じがいたします。ちゅうのは、特別交付税が来ると、その分の大半は基金に戻すような…。まあ、他に事業が出てこないといいですけれどもね。はじめからそういうようなあれじゃなくて、もう少し積極的ですね、財政運営をやってもらわんと、だんだんだんだん、まあ支出するべきもんじゃないものはないでいいんですけれども、そういうことから考えて、もう九月の補正の段階ですね、基金をどうして返していこうかと、戻そうかというような考えじゃなくて、もう少し積極的な財政運営をやっていたかと思えますが、その点どう思いますか？

議長（横山弘藏）

財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

その年度の事業分につきましては、今年は骨格予算でございましたけども、当初にですね、今年度やる事業をきちんと押さえて予算を組むということが原則でございますので、補正予算につきましてはですね、九月の段階の補正予算で上がってくる以外にですね、十二月に新規というのはあまり考えられません。

例えば、国の方針で補正予算を付けるとか、そういうふうなものについては一応対処しますけども、これから先、例えば、どうしても新規にやらなければならぬ事業というのにつきましてはですね、積極的にやりたいというふうな考えをいたしております。

議長（横山弘藏） 第十九款・諸 収 入

岩坪議員

六番（岩坪義光） 雑入で、看護師奨学金返還金百二十万円上がっておりますが、これは百二十万うちゆうことは、途中じやろうっち思いますけど、これのちよっと一応説明と、また（これを）借りる時は五年間の勤務うちゆうことで借りたんでしようけども、その点をご説明お願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

平成十八年度に奨学金の申し出があった方で、一名分でございます。平成十八年度に毎月十万、十二カ月の百二十万お貸しした分を、辞退がありましたので、そのままお返しただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二十款・町 債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・議 会 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・総 務 費

立石議員

八番（立石隆教） 十四頁の、企画費でございます。

十九節に、「町づくり基本条例講演会講師旅費補助」ということで十一万一千円出ております。これは私が一般質問の折に触れた項目について、「検討する。」というご返事だったので、こういう形で出てきたのかなというふうに思い、大変結構なことだと思っております。

そこで、これは単に講師だけを呼んでお話しかけしようとするのか、してもらおうと思ってるのか、或いは準備態勢をもう整えて、そこでこれを第一段階とするというふうに考えておられるのか、してもらおうと思ってるのか、或いは準備態勢をもう整えて、そこでこれを第一段階とするというふうに考えておられるのか、

ここだけではちよつとよめませんので、どういうふうに考えておられるのかを伺います。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） お答えいたします。

一応、講演会の旅費補助を組んでいるわけですが、講演会を開いて、町民の考えなどをよく聴いて、それから判断したいと考えておりますので、一応今回は講演会を開くということで考えております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） これは講演会を開くという単にそれだけの予算で上がってるということですが、おそらく執行部の方では当たり前としてやっているんだらうと思いますが、例えば、私になぜこういうことを聞いているかと言うと、この講師をどうやって選定するかという問題、それもですね、一番小値賀にとつてふさわしい人は誰だろうかというようなことになっていきますと、「誰でもいいや。」ということでは、今後につながるかどうか分からないということになれば、その講師の選定の、前提条件として町づくり基本条例、そういうことについて、「さてどうしようか。」という、そういう話し合いなり、それから「講師の選定についてはどうしたらいいだろうか。」という話し合い等、「組織を作れ。」とは言いませんが、そういうことはしっかりとやっておられるんでしょうね。それを確認しておきます。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） これは一応、旅費補助で組んでおりますので、内定はしております。名前を言いますが、福島県の矢祭町の、前町長を予定しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 給与明細書を作るのがあれで前回減額しなかったと思うんですけども、八目・空港費ですね。

四月から産業振興課職員が兼務しとるわけですね。そしてその不要な人件費を今回ですね、給与・職員手当て・共済費、合わせて九百四万八千円減額しているわけですけども、六月議会で減額措置をですね、他の費目に活用すべきではなかったかと。まあ数字が大きいですからね。そういう点についてちょっと予算の組み方、今回が人事異動とか何とかで九月に補正をするから、ひとつそのときには、六月にはもう判ったはずですね。四月から空港は職員はいないわけですから。予算はあるわけですけど…。

そういう点で、何で六月にしなかったのか。私の勘違いか知りませんが、その点を伺います。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 空港の方は当然四月の異動でありましたので、その直近の議会は六月でありますので、六月で組むのが本当だったのかも知れませんが、先ほど、松永議員が言いましたように、六月に人事異動がある予定でしたので、一応一緒に一般会計は九月に補正をするということで、今回一緒にさせてもらっていたいております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 私も役場の職員でありましたので、その点そうしてもらった方がですね、『明細書』を何べんも作らなければいけませんから解ります。気持ちには…。

ですけど、こういうふうなですね、財政が逼迫したときにはですね、五万円か十万ならかまわないんですよ。金額で言うのはおかしいんですけど、やっぱり九百万、一千万近い数字をですね、六月まで待とうというのは財政に余裕があるんだろうとも思いますけれども、その点、今後検討していただきたいと思えます。ただそれだけです。要望です。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 当然この方は辞められたわけではありませんし、異動なものですから、総務費の人件費は減りますけど、あと違うところの人件費が増えますので、財政的には全然変わらないんじゃないかと思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 総務課長がそこまで言うのならですね、やっぱりはっきりした、四月からはそこにいないんですから、その空港費は削るべきじゃないですか？他にまわしてもですね…。

ただ、財政がどうのこうのということとは、まあ辞めていないから、他のところに行ったから、そこへ異動するんだという考え方を持っておられるようなことでは私は困ると思うんです。その費目、その費目がですね、支出が不要な場合には、その時点で、そこまで言われなければ私は申し上げませんでしたけど、そういうふうな考えではちよつと困るわけですね。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） いや、反論するわけじゃありませんが、松永議員は先ほど「財政的」と言っただけですよ。

だから、私はそういうふうな答弁をしたわけで、そうです。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・衛生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・農林水産業

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 二十頁の、農業振興費で、十九節、担い手公社の運営補助金。これとですね、農地費の、十三節・委託料四十万ですね。堆肥舎はもう担い手公社と一緒に思ったと思うんですけども、堆肥製造施設管理委託は、誰に委託しているんですか？

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） お答えいたします。

担い手公社に関わる補助金ですけど、これは十九年度で二名の研修生が増えています。その研修生の賃金が主なものでございます。

そして、委託料ですけど、一応、堆肥センターは町の持ち物で、管理を担い手公社に委託しております。

委託者は小値賀町の担い手公社になっております。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 同じく農地費のですね、十九節、岳の内調整池自然災害防止事業（ため池整備）とありますけども、これの内容をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） お答えいたします。

この岳の内調整池というのは、番岳にあります畑総でできました、ため池でございます。その町道とため池の間の斜面が、十八年度の災害で崩落しております。それを今回、補助事業で単営事業で実施する予定にしております。

それで、一応県の主事業ですので、事業費三百五十万円の二五％を、町の負担金として計上しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

宮崎議員

一番（宮崎良保） 今度の秋期の、松毛虫の事業についての概要を、説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） お答えいたします。

昨年度から松毛虫の被害が増大いたしました。今回、十九年度の秋に空中散布を計画しております。この面積は百ヘクタール、一応国の補助事業で実施する計画でしております。

ですので、実施区域といたしましては、春に実施した区域の松林を除いて、その小さい集落にあります防風帯とか、春にできなかった松林を実施する予定です。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） この秋期の松毛虫の防除はです、地上散布は行わないんですか？

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） お答えいたします。

一応、秋の防除は空散を行いまして、春に地上散布で対応しようかと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・商 工 費

松永議員

九番（松永勇治） 小値賀交通バスの運営については厳しい状況にありまして、審議会を組織して検討されていると聞いております。また、住民にバス利用に係るアンケート調査も行っておるようでございます。家にも昨日まいりました。

そういうような中ですね、今回、バス購入補助金の一千七百万円計上するですね、経緯を説明してください。

それとですね、三目・観光費、七節・賃金、観光案内標柱作成賃金ですね。これはですね、前回は六月議会で二十二万八千円補正して、今回また十五万九千円補正されておりますが、都合、三十八万七千円になります。増額のその理由ですね…。

それと、野崎島自然学塾村施設整備工事に係るですね、十三節・委託料八十七万二千円を百四十二万八千円に、十五節・工事請負費を百四十万円増額して、三千三百六十万円に補正がされとりましますけれども、これが契約結果によるものかですね。それから、十八節の備品購入費。今まで現計では大型冷蔵庫購入が六十万円の予定でしたけれども、今回七十万円、倍以上の百三十万円になっていますが、以上のことについてお伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えをいたします。

第一点目の、バス購入の経緯でございますが、先ほど松永議員さんが言われておりますように、いろんな部分での抜本的な検討が必要ということで、協議会を立ち上げて検討に入っております。このバス購入につきましては、昨年度に『一号車』と言いますか、そのバスをオーバーホールしておりますが、それよりも一年古い『一号車』の方が夏場にクーラーの故障とか、いろんな故障が発生しております。そういう部分でバス購入について、今の状況では安心・安全の運行がかなり厳しいというようなことで、小値賀交通の方からも話があつておりまして、そういう部分で定期路線、また交通弱者の足を守るという部分で早急に対応を図らなければいけないんじゃないかということで、今回計上させてもらっております。

それから、観光案内板の賃金の件でございますが、松永議員さんが言われましたように、六月にも補正をいたしました。実際やってみたところ、木柱に印字する、そういう賃金というものが予想よりも多くなかちまして、その分にかかる十五万九千円の増額を今回させてもらっております。

それから、自然学塾村の事業費の変更でございますが、設計委託料につきましては、入札契約に係る減額でございます。それから、十五節の工事請負費につきましては、一応単独で行う部分の工事が若干出てきておりますので、その部分と、先ほど申しましたように、委託料で幾らかの減額になりましたので、それを追加して今回工事請負費を百四十万円増額させて

もらっております。

それから、大型冷蔵庫の件でございますが、これにつきましては、当初、もう少し小さなやつをとということで考えておりましたが、指定管理を行っておりますアイランドツーリズム協会の方と二回ほど検討を重ねまして、そういう中で、今から団体の観光客を受け入れるためにはもう少し大きな冷蔵庫がほしいと、それじゃないと対応ができないんじゃないかというような、いろんな意見を加味しまして、今回、前回よりも大型の冷蔵庫にしたいということで、増額補正をさせてもらっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 観光費のですね、軽トラック。これは新車ですか？中古ですか？

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えをいたします。

この軽トラックにつきましては、一応新車購入を予定しております。

実は、現在、野崎の方で利用しております軽トラックが、平成七年型でかなり老朽化しております。それで、八月に故障がありまして修繕、その他もろもろでかなりの経費がかかるというようなことが判明いたしました。

それで、現在は代車的な部分で対応をしているわけでございますが、野崎の道の状況、或いは安全性、そういったものを考えたときに、年度途中ではありますけれども新車の方にリプレイスを行って安全な運行をと言いますか、そういった部分が必要ではないかというふうに判断をしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 今の小値賀交通のバスの購入問題ですけども、バスを購入するということは、小値賀交通がそのまま存続するということでしょうか？

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えをいたします。

先ほども申しましたが、協議会の中でいろいろ検討してもらっておりますが、現段階ではやはり交通弱者の足を守る、そういう部分ではバス事業というものは必要ではないかというふうに判断をしております。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 小値賀交通の存続の問題についてはですね、この前からもずうっと議論がありまして、八百万の赤字、そして今度はプラス百万という形で予算案にも出てきてますけども、そういう意味でずうっと毎年毎年、四年前から八百万補助して、なおかつそれについては検討を加えるということでもやってきましたけども、ずうっと変わらずにですね、八百万の補助をやってきたということですよ。

今後、どういう方向で赤字額を減らしていくのか。その辺の検討は如何でしょうか。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えをいたします。

小辻議員さんが言われるように、毎年同じような状況で検討を加えておりますが、なかなか抜本的な解決策が見出せないような状況です。去年、今年、小値賀交通の中でも取締役会議を何回か開催いたしまして、その中で今後できるような施策、そういったものを検討しております。

こういう新たな事業に取り組むというふうにいたしましたとしても、小値賀交通だけの財源でできるような問題ではありませんし、当然町の負担が絡んでくるというふうに思います。そういった部分でいろいろと検討をしておりますけども、実際になかなか具体策が出ないというのが現状であります。

しかしながら、先ほども言いますように、できるだけ交通弱者の足としてバス交通を守るという意味では、赤字額を減らすというふうな、そういう仕事をですね、もう少し我々町の担当としても真剣に考えながらやっていかなければいけないというふうに思っておりますが、これについてはまだ流動的な部分もありますし、小辻議員さんが言われるような部分で、今後、小値賀交通と連携をとりながら努力してまいりたいというふうに思います。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） ただいまの答弁について、ちょっと確認をしておきたいと思えます。

ただいま、検討委員会等で検討をしているということですが、小値賀交通の存続ということが、今度バスを購入をするということ、規制的な道筋を立てるということではない。「ということ、確認をします。」

と言うのは、今現在、バスが故障しやすい状況になっている、一番困っているという状況ですから、すぐ買わなきゃいけ

ないという状況もあるという説明でしたので、そのことは承知をいたします。

じゃあ、買ってしまったから、今度は小値賀交通を存続しなきゃいけないんだというふうにはならない、ということだというふうには私は理解しておりますが、それでいいのかどうか。

つまり、バスを買っても、その後小値賀交通をもし廃止ししても、例えばそのバスがあれば、小値賀町の職員がそのバスを運転してですね、足を確保するというやり方も当然あるでしょうし、それからちよつと課長の話で前々伺ったところでは、ボランティアでそのバスを運転するということもあり得る、ということになると、いろんな可能性がこれから先に出てくるということでございますから、「『バスを買うこと』が即、『小値賀交通を維持する』ということに、イコールにならないことですよ。」ということをお伺いしておきます。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

今ですね、二台おりました一台がですね、新しい方が、今年やったですかね？オーバーホールをして、そして古い方が、ちよつと困っているということで、バスはどういうバスになるかは分かりませんが、バスは一応買わなければですね、何かのときに大変困るといふふうに思っております。

また、小値賀交通の存続につきましては、今検討中でございますので、これがボランティアの方に行くのか、福祉バスでいくのか、それから町の直営というような格好になるのか。これはですね、十二月ぐらいまでの期間を、協議会の検討を重ねた結果の結論を待ちたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・土 木 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・教 育 費

四番（小辻隆治郎） 二十五頁の五目、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」構成資産等基礎調査負担金とありますけども、これの内容のご説明をお願いします。

小辻 議員

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（大黒泰三） お答えします。

旧野首教会につきましても、平成十八年度に長崎の教会群とキリスト教関連遺産の構成資産リストに掲載されております。長崎県は、本世界遺産の登録のために、基礎資料となる保存管理計画及び教会等の背景となる景観を保護する範囲の調査を、十九年度から二十年度の二カ年で実施する計画でございます。

それにつきましては、本町の野首の教会の分の調査が二カ年で二百十万円、調査費がかかりますようになっております。本年度はそのうちの三〇％、六十三万円でございますが、町の負担分としてはその二分の一の、三十一万五千円で、残りの七十三万五千円が二十年度に負担として出てくるものでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

岩 坪 議 員

六番（岩坪義光） ちよつと聞き漏れがありましたので、看護師の奨学金のことでちよつとお尋ねします。

今、診療所も看護師不足で、せつかく奨学金を借りているのに途中で返納するつちゆうことは私はないと思っておりますが、担当者はその点を家族なり何なり、小値賀にとどまってもらうように、その辺を説得したのかどうか。

その辺はタッチしたのか、その点をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

個人情報にちよつと関わることなんでしょうございますが、まあ町の財政難等も考えて「辞退したい。」という、そういう申し出でございました。

議長（横山弘藏） 岩坪議員

六番（岩坪義光） 名前は言わんでもよかつてすよ。別にそんな、本人に残ってもらうか何か、説得か何かは担当者としてはしたんじやろうかいちゅうことを聞きたかつてす。

やっぱり、せっかく奨学金を借りている以上はね、また向こうに行くつちゅうとはもったいないような感じじゃもんけん。もし、こつちに残つてもいいつちゅうような考えがあれば、説得せれば残るかも分からんけん。

その点はどうでしょうかつち思ち…。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

この件につきましては、本人とよく私の方が話はいたしました。

その中で、当初、看護師としてやりたいという予定でしたが、まあ一年近くを過ぎてですね、『保健師』を目指したいということ、その場合は、四年から五年になるということで、すぐですね、この補助金をもらつて帰らなければならぬという、前はそうだったんですけど、期間が伸びましたもの、ちよつと個人的に負担がかかるから、保健師になったらある程度したらまた小値賀に帰って来たいというようなことでございますので、また帰って来たら、そういういろいろの旅費補助とかいろいろな分については今後検討をしたいというふうに考えておりますので、私も快く承諾いたしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦議員

五番（浦英明） 十九頁ですね。五款の、農林水産業費の一項・農業費。この二節・給料のところですけども、職員給が十名というふうになっておりますけど、当初予算では九名というふうに上がっておりますけれども、これの説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷良一） これは人事異動のための増であります。それでいいでしょうか…。

先ほど、松永議員さんの質問にもありました、空港の職員が産業振興課に来ましたので、渡船の職員が産業振興課に配属されたということで、一名の増になっております。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） ちよつと聞き漏らしがありましたんで、もう一度質問したいと思います。

二十二頁の観光費の、七節、観光案内標柱作成。まあ賃金ではありませんけども、それについてちよつと…。

最近、例えば番岳とかですね、浜崎鼻とか、いろいろ案内板の標識が立てられております。確かに見ていてですね、木に印字があつて何か癒し系の表示だとは思いますが。これですね、最終的な本数とか、完成年度ですね。

それとですね、もう一つ。昨日ぐらゐからまたアメリカの一般の人が、小値賀の方をちよつとウロウロしております。

そういう人たちにですね、彼らは自転車で移動しております。そのときにですね、はっきりしたそういう案内表示が無いことには行きにくいだろうと…。その意味合いも込めてですね、完成年度はいつなのか。

そして、例えば、膳所城辺りで日本語の表示はあるんですけども、英語の表示は無いと。それで更に付け加えれば、今後は韓国、そして中国とか、そういう人たちが来るような可能性もあります。

したがって、そういうような単に標識と言つてバカにはならないと思ふんですよ。そういう小値賀にぶらぶら観光に来た人たちがですね、迷うような、そして何も印象に残らないような形で帰つてもらつとですね、非常に大きなマイナスというふうに考えます。

そういうことですね、そういう案内の方も、どういうふうに考えておられるのかお答えをお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えをいたします。

平成十八年度に観光案内の標柱を十基設置しております。それと、今年に入りまして前期ということで十三基を設置しております。本島に、今の計画では四十八基立てるようには計画はいたしております。

それで、完成年度につきましては、できれば今年度中にでも設置できればというふうに考えております。

それから、アメリカ人の人たちの案内標識の件でございますが、この標柱につきましては、パンフレットを平成十八年度に作成しまして、そのパンフレットの中に旧所名跡、そういったものを番号で表示しております。それと併せてこの標柱も同じ番号で統一してパンフレットを見ながら、そういう標柱を探していけばその現場に当たるといふような方向でしております。当然、先ほども言われましたように英語でも明記しております。

今年の六月・七月にもアメリカの高校生が来ましたが、いろいろな形で小値賀の良い所を、そういった部分で、その訪

れた方が行き着くような形をとりたいというふうを考えております。

それから、英語の解説板の件でございますが、これにつきましては、前、小辻議員さんからも一般質問等であったような記憶をしておりますけども、これにつきましてはでも教育委員会とも少し話をしたところ、英語での解説、そういったものもある程度は今後整備をしていかなければならないんじゃないかというふうにも話をしておりますので、商工・観光及び教育委員会、それとアイランドツーリズム協会、そこら辺で連携をしながら補助事業等、そういったものが活用できるものがあれば、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

**議長（横山弘藏）** 小辻議員

**四番（小辻隆治郎）** 今の答えて大体方向は判ります。先ほど言われたように、アメリカの高校生の実績というのはですね、県の方にも重々伝わっております。

そういう意味ではですね、今から県もおそらく応援体制はしていくだろうと思えます。できるだけ「こういうことをしているんだから、こういうような援助は無理か。」とか、もう毎回でもそういうことを主張して、アピールしてもらいたいと、そういうふうに思います。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課長

**産業振興課長（吉元勝信）** お答えいたします。

アイランドツーリズム協会、そういった部分との連携をとりながらやっているのが、県の方でも評価されているということでございますが、今後もやはりそういう官民連携をとった対応というのが必要だというふうに考えております。

そういうことがいろんな国際交流にもつながるだろうし、観光客、交流人口の増加にもつながるといふふうに考えておりますので、県の方にもそういったことをアピールしながら、できるだけ補助事業としてできるような部分については引っ張っていきたいというふうに考えております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

**九番（松永勇治）** 十二頁の、町債ですけどね、これは確認でございます。

松永議員

三位一体の改革ですね、国庫補助金が減額する、地方交付税が減少する、それに代わる税源移譲も思わしくないといふふうなことでですね、今日まで臨時財政対策債がですね、十六年度で一億三千二百三十万、十七年度で一億二百五十万、十

八年度八千四百二十万、本年度今回百五十五万を補正して、七千六百五十五万になつとるわけですけれども、これは財政課長にお尋ねしますけれども、臨時財政対策債がですね、何か無くなるような話で、「今年から」つちゆうようなことやったですけど、今年までは来とりますけど、今後どういふふうになるのか、お尋ねをいたします。

こういうふうなものが無くなるそうですね、だんだん減少はしておりますけどもですね、大変町の財政に相当な圧迫がかかると思いますので、その点についてお伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

臨時財政対策債につきましては、三位一体の改革で、当初、「平成十八年度まで」というふうなことが伝えられておりましたけども、これは現在のところですね、「いつまで」というふうな明記がされておられません、今から先もあるというふうに県の方から伺っております。

「いつまでか」というのは私もはっきり判りませんけども…、そういうことです。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 十七頁のですね、社会福祉費、一目の社会福祉総務費の中のですね、十九節、高齢者・障害者住宅改造助成金ですね。これについて内容の説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

これは、長崎県の高齢者・障害者住宅改造助成事業という補助事業でありまして、対象者は身体障害者、それから要介護状態になっている『介護度』のついた方ですね。

対象経費としては、主に手すりの取り付け、それからトイレ周り・浴槽の周り、そういった生活動線のバリアフリー化に関する工事が主なものでございます。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） これは介護保険の中でやつとると思うんですが、この十一万ですか、この分は町の負担分ということですか…、ちゆう考え方でよかってつしょうか？

それとですね、この介護とか障害者関係のそのバリアフリーですね、今言われた、手すりとか、浴室周りとか、これは実際、私も家の親でちよつと経験したんですが、知らない人も多いんですね。こういう事業がある、こういう補助があるというのをですね。

で、そこら辺の、行政(と言うか)、町の職員としてですね、推奨しているのか。そこら辺も併せてお聞きいたします。

**議長(横山弘藏)** 住民課長

**住民課長(中川一也)** お答えいたします。

補助率でございますけれども、二十万円までは介護保険の範囲で、一割負担で行われることとなります。それを超した場合、残りの分がこの県の補助事業の対象になります。今年度は三件分を予算計上しております。

住民への周知でございますが、基本的には『要介護度』がついているケースがほとんどでございます。ケアマネージャー等が訪問等をして、そういう方々と、若しくはご家族の方とお話をして、そういうアドバイスをして申請が上がってまいります。一般的には昨年度、『福祉案内版』というのを作っております。各世帯に配布しておりますので、その中にも謳っております。

**議長(横山弘藏)** 加山議員

**二番(加山雅徳)** 今、課長の答弁ですが、これは実際ですね、現場の方で今言う内容をですね、知らんでもう大工さんとか等にも頼んどる人もおるわけですよ。

そういう意味で、もう少しですね、せっかくそういう補助金があるわけですから、職人さん辺りも知らん人もおるしですね、そういうところは是非、大変忙しいでしょうけど、「こういう補助金がありますよ。」っちゅうことは是非町民の皆さん方にですね、お伝えしていただければと思います。

以上です。

**議長(横山弘藏)** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質問願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四五号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第四五号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第四五号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩します。

—	休	—
—	憩	—
—	再	—
—	開	—
—	午	—
—	前	—
—	十	—
—	時	—
—	五	—
—	十六	—
—	分	—
—	—	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第三、議案第四六号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第四六号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。

この度の補正は、歳入歳出からそれぞれ九百三万七千円を減額し、予算総額を五億三千七百八十三万一千円にするものがございます。補正の内容は、国保モデル事業の補助採択、老人保健医療費拠出金の減額、前年度国庫支出金の精算による返納が主なものがございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開き下さい。

第八款、二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金九百九十三万七千円の減。当初予定しておりました基金の繰り入れを減額いたしております。

第十一款、一項、一目、一節・連合会補助金九十万円。これは国保モデル事業として採択をされたもので、百分の事業費補助となっております。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、九節・旅費二十万円の増額は、二十年度から始まる特定健診・特定保健指導・国保モデル事業等の研修旅費でございます。十九節・負担金、補助及び交付金一万五千円の増額は、会議負担金でございます。

第二款・保険給付費、三項・移送費、一目・一般被保険者移送費二十八万円の増額は、現在までの実績を基に見込んでおります。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金一千三百一万三千円の減。二目・老人保健事務費拠出金二万五千円の増。いずれも、前々年度の老人医療費及び国保加入者数等が算出の基礎となるもので、これらの確定によるものでございます。

第六款・保健事業費、二項・健康管理センター事業費、一目・施設管理費は、十一節で、修繕料を二万円計上。十八節の

備品購入費三万五千円は、消火器でございます。二目・保健指導事業費は、歳入、第十一款・連合会支出金九十万円の充当先でございまして、国保モデル事業として、七節・賃金四十三万八千円、八節・報償費二十万円、十一節・需用費十万四千円、十二節・役員費八千円、十九節・負担金、補助及び交付金十二万一千円の計上でございます。十八節の備品購入費は、二十年度から始まる特定健診に活用する健診データ分析ソフトの購入費でございます。

第九款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金、一目・一般被保険者償還金百五十六万三千円は、前年度国庫支出金の返還金でございます。三目・一般被保険者保険税還付金十二万七千円を計上。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。  
**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第八款・繰入金

松永議員

**九番（松永勇治）** 基金繰入金の、一目・財政調整基金繰入金でございますけれども、これはいろいろ県からのあれがあつて今まで運用がなかなか難しいという話を以前に聞いておりましたけども、この補正後ですので、現在高が二億三千九百万ばかりあるわけですね。なかなか国保財政も厳しいという中でですね、二億三千九百万という運用資金があるわけですけども、この先ですね、どういふふうな運用を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

**議長（横山弘藏）** 住民課長

**住民課長（中川一也）** お答えいたします。

この財政調整基金でございますが、なかなか県の指導等もあつて簡単に使えないような状況でございしますが、今後、国保診療所の方の充実等や後期高齢者医療制度に伴うもの、それから特定健診等が今度から国保被保険者の方に義務付けられますので、そういったものの制度改正でどういふふうな新たな需要が発生するのか、そういうのを見極めながら、その基金を上手に運用していきたいと思っております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・連合会支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・老人保健拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・保健事業費

松永議員

九番（松永勇治） 歳入です、新しく今回、連合会支出金の、連合会補助金ということですね、国保モデル事業という九十万円の助成があつとります。

そうしますと、この財源内容を見ますとですね、歳出の保健事業指導費。この中の財源と、上の一般管理費の四万五千円に振り分けられてると私は思つとるわけですけども、この九十万のモデル事業に対するですね、この増額がずつとあつとりますが、どれとどれが該当するのか、内容をお知らせ願います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

六款・保健事業費の、二項・健康管理センター事業費、二目・保健指導事業費の補正額百七十一万二千円の内、十八節の備品購入費の八十四万円。これはこのモデル事業から切り離していただければ、ほぼそれに相当する額になると思ひます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四六号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四六号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休 憩	—
—	再 開	—
午前	午前	十二時
十二時	十二時	十七分
—	—	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第四、議案第四七号、平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第四七号、平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）についてご説明いたします。

この度の補正は、十八年度決算に伴う繰越金の計上が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ五百八十二万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四億九千五百五十九万四千円にするものでございます。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開き下さい。

第一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金、二節・過年度分百一十一万四千円は、十八年度の追加交付分でございます。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金、二節・過年度分八万八千円は、十八年度の追加交付分でございます。

第五款、一項、一目・繰越金、一節・前年度繰越金四百六十二万五千円を計上。前年度からの繰越金は、七百六十二万五千二百六十六円となっております。

次に、歳出を申し上げます。

第三款・諸支出金、一項、一目・償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料七十七万八千円は、前年度医療費交付金の実績に基づくもので、県へ返還するものでございます。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金、二十八節・繰出金五百四十九千円の増。これは、前年度医療費実績に伴い、一般会計へ返納するものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第二款・医療 諸 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・諸 支 出 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四七号、平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四七号、平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決され

ました。

日程第五、議案第四八号、平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第四八号、平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）についてご説明いたします。

この度の補正は、前年度決算に伴う繰越金の額の確定、前年度介護保険給付費精算に伴う国庫負担金等の償還が主な内容でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一千百十三万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億三千二百八十五万円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。  
四頁をお開き下さい。

第一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号・被保険者保険料、三節・滞納繰越分八万五千円は、十八年度に滞納された保険料でございます。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金、二節・過年度分八万八千円、第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金、二節・過年度分百二十三万三千円は、いずれも十八年度精算交付分でございます。

第十二款、一項、一目・前年度繰越金、一節・前年度繰越金九百七十二万八千円の増。前年度からの繰越金は、一千二百二十二万二千二百二十二円となっております。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十三節・委託料十九万三千円は、介護保険伝送システム導入委託料で、予防給付に係る経理を、地域包括支援センターと国保連合会の間で行うためのものでございます。

第六款・基金積立金、一項、一目、一節・基金積立金百九十九万九千円の増は、介護保険剰余金を財政調整のために基金に積立てるものでございます。

第七款・諸支出金、一項、一目・償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料六百十六万五千円は、十八年度介護保険給

付実績に伴い、国費等の概算交付されたものを精算し、十九年度に償還するものでございます。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金、二十八節・繰出金二百七十七万七千円の増。これについても、十八年度介護保険給付実績に伴い、剰余分を一般会計へ返納するものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・保 険 料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第六款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第十二款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第六款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第七款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四八号、平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第四八号、平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第六、議案第四九号、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

**建設課長（中村敏章）** 議案第四九号、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、歳入では、過年度分水道使用料の計上、斑地区下水道工事に伴う水道管移設補償費の計上、一般会計繰

入金の減額補正等でございます。歳出では、人事異動による人件費の減額補正、斑地区下水道工事に伴う原材料費の増額補正、水道技術管理者育成のための負担金の増額補正等でございます。

それでは、予算説明書の歳入歳出事項別明細書七頁、歳入よりご説明いたします。

歳入では、第一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料五十八万四千円の増額補正は、過年度分水道使用料の計上でございます。二項、一目、一節・受託工事収入百万円の増額補正は、斑地区下水道工事に伴う水道管移設補償でございます。

四款、一項、一目・一般会計繰入金を五百五十万円減額補正。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越金の確定額でございます。

歳出では、第一款・総務費、第一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節及び三節の減額補正は、人事異動に伴う人件費等の減額補正でございます。四節・共済費を十二万七千円減額補正。九節・旅費を三万一千円増額補正。役務費を五万四千円増額補正。十六節・原材料費の百万円増額補正は、斑地区下水道工事に伴う水道資材費でございます。十八節・備品購入費を三万七千円増額補正。十九節・負担金、補助及び交付金七十二万二千円の増額補正は、水道技術管理者講習会負担金及び滞在経費等の計上でございます。一款、一項、一目・一般管理費の総額を三万六千円減額し、四千四百四十九万一千円としております。

四款、一項、一目・予備費を五万二千円追加補正し、四十八万九千円とし、歳入歳出予算の総額を三億三百七十八万六千円としました。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休	—
再	憩	
開		
—		
午	午	
前	前	
—		
十二	十二	
時	時	
三十二	三十一	
分	分	
—		

議長（横山弘藏） 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業 収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第四款・繰 入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第五款・繰 越 金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

加山 議員

二番(加山雅徳) 一目の一般管理費の中ですね、十九節、水道技術管理者講習会負担金、それとその下の、水道技術管理者講習会旅費補助、これの内訳の方の説明をお願いいたします。

議長(横山弘藏) 建設課長

建設課長(中村敏章) お答えいたします。

水道事業者につきましては、水道法によりまして技術管理者を必ず置かなければならないように定められております。現在、職員が一名いるわけでございますが、委託職員をですね、一名技術管理者の資格を取得させたいと思いついて、今回計上させていただいております。

内訳でございますが、講習会場が大阪となっております。で、大阪までの旅費と宿泊料含めまして二十六万四千九百十円でございます。これは、二十二泊二十三日の日程でございます。それと、今度は実務研修としまして佐世保市の方にお願ひしまして、この方に実務研修をいたします。これは、二十泊二十一日分。これは旅費と宿泊料含めまして十七万六千五百十円でございます。

それとですね、講習会の負担金がございます。二十六万六千円となっております。内訳を言いますと、学科講習が十四万円、実務研修が十二万六千円でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四九号、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四九号、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第五〇号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第五〇号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、斑地区の下水道事業において単独管渠工事費の増額と、公共下水道事業において委託料の計上と、工事請負費の減額補正が主なものでございます。

「第一表・歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ四百五十万円を追加し、予算総額を二億八千二百六十九万九千円といたしております。

第二条は、地方債の変更規定でございます。第二表「地方債補正」に示しますとおり、限度額を百八十万円増額し、一億一千四十万円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、七頁、歳入よりご説明いたします。

四款、一項、一目・一般会計繰入金を二百七十万円増額補正し、一般会計繰入金を七千六百六十万円としております。

七款、一項、一目・下水道事業債百八十万円の追加補正は、斑地区下水道事業の単独工事が主なものでございます。補正後の下水道事業債を一億一千四十万円といたしました。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費を二万一千円追加補正し、一款・総務費の総額を一千七百九十一万七千円にしております。

二款、一項、一目・漁村再生整備費は斑地区下水道事業でございますが、単独管渠工事費四百五十万円の追加補正は、平成十九年度内に町中の工事が完了出来るよう追加しております。三目・公共下水道事業費、十一節・需用費を四十四万九千円減額補正、十二節・役員費を十四万九千円減額補正、十三節・委託料は、公共下水道の変更認可業務等が必要となっており、業務委託費三百九十二万七千円を計上しております。十五節・工事請負費三百九十二万九千円の減額は、額の確定によるものでございます。

四款、一項・予備費を二万九千円増額し、補正後の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を二億八千二百六十九万九千円といたしました。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・町 債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・施設整備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五〇号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五〇号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第五一号、平成十九年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） 議案第五一号、平成十九年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由をご説明いたします。

今回の補正予算の内容は、歳入で、平成十八年度の決算により前年度繰越金の額が確定したことと、歳出で、人事異動に伴う人件費の増額補正が主なものでございます。

それでは、予算説明書の事項別明細書七頁の歳入からご説明いたします。

第五款、一項、一目・繰越金では、前年度分の繰越金を二百五十七万円増額し、補正後の額を三百四十六万三千円としております。

八頁、歳出についてご説明いたします。

一款・渡船事業費、一項・渡船管理費、一目・渡船総務費は、職員二名分の給料等を各節のとおり、二百三十九万円を増額しております。二目・はまゆう運航費は、職員手当等を各節のとおり、十四万二千元を増額、三目・さいかい運航費は、

四節・共済費を三万六千円増額し、一項・渡船管理費の総額を五千九百八十五万四千円としております。  
三款、一項、一目・予備費では三千円を増額し、補正後の額を三十五万六千円としております。

以上によりまして、平成十九年度小値賀町渡船事業特別会計の歳入歳出予算の総額を、六千八百七十七万円としております。  
以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五一号、平成十九年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。  
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五一号、平成十九年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五二号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 議案第五二号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で、平成十八年度決算による前年度繰越金の確定による変更、歳出で、前所長退職に伴う人件費の減額、医師住宅・庁舎修繕、並びに前年度の一般会計繰入金の精算に係る繰り戻し、入院ベッドの購入に伴う増額補正が主なものでございまして、既定の予算に歳入歳出それぞれ一千三百三十九万四千円を増額し、補正後の総額を四億三千九百九十九万四千円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、五款、一項、一目・繰越金は、前年度分の繰越金が確定いたしましたので、一千三百三十九万四千円増額し、補正後の総額を一千八百三十九万四千円にいたしております。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節・給料五百二十八万六千円、三節・職員手当六百四十二万五千円の減額につきましては、医師及び看護師の異動による減額でございます。四節・共済費につきましては、負担金率の改定によるものでございます。七節・賃金百七十二万二千円の増額は、臨時雇い看護師の雇用期間延長によるもの

と、看護師の臨時雇い一名分でございます。十一節・需用費六百五十万円の増額は、前所長転出後の医師住宅の補修及び庁舎内の診察待合室横の検尿トイレ、入院病棟の各病室の内装の改修費用でございます。十三節・委託料七万四千円の増額は、平成十七年度に導入いたしました電子カルテの端末機を特殊外来、検査室、看護師の診察予審用に三台増設することによります保守料でございます。十四節・使用料及び賃借料三十二万三千円の増額は、平成十一年度にリース契約で使用しておりましたファックス兼用コピー機の新規導入と、電子カルテ端末機の三台増設に係るものでございます。十八節・備品購入費五十万円は、平成十六年度に全額国庫補助で導入いたしました医事用のメディコムパソコンの端末機を一台増設するものです。

現在は、窓口業務で端末機を二台使用しておりますが、レセプト作成が窓口業務中は使用できないため、時間外で行っております。事務の効率化を図るとともに、菓の在庫管理を適確に行えるようにするために一台増設するものです。二十八節・繰入金は、前年度分の一般会計繰入金金の精算繰戻分として一千万円の計上で、一項・総務管理費の補正後の総額を一億八千六百九十七万七千円といたしました。

一款・総務費、二項、一節・研究研修費、九節・旅費四十万一千円増額は、医師の専門医研修、学会研修出席費用の計上で、二項・研究研修費の補正後の総額を百四十五万五千円といたしました。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費、十一節・需用費百七十万円増額は、生化学自動分析装置の総合点検整備に伴う費用でございます。本機は平成十三年度に購入したもので耐用年数の六年を迎えておりますので、早めの点検整備により検査値の正確性を図るとともに、機器の耐用年数を延ばしたいと考えております。十四節・使用料及び賃借料二十四万二千円は、血圧自動測定器及び内視鏡自動洗浄消毒機の導入に係るリース料でございます。内視鏡自動洗浄消毒機の間、患者さん自身で測定していただき、看護師の予審時間を短縮するために導入するものです。内視鏡自動洗浄消毒機は、平成六年度に購入したもので、度々の故障により支障を来たしておりますし、耐用年数も過ぎておりますので、今回急遽、導入を計画いたしました。十八節・備品購入費三百十五万八千円は、電動式入院ベッド四台、血液凝固測定装置、電熱式ホットパック、薬品棚の購入を計画しております。

現在、電動ベッド三台、手動ベッド十六台を使用しておりますが、電動ベッドであれば患者さんが寝たままでも操作でき、好みの姿勢に調整できます。また、ベッドの移動も容易になり看護師の負担も軽くなります。血液凝固測定装置は、血液の

凝固時間の測定により、主に血液サラサラの薬を服用されている方の薬の調整に使用するもので、現在は血液採取後に外注しておりますが、二日程度時間がかかっています。この機械を導入いたしますと、受診日に結果が出て診察と薬の処方がある日にでき、何度も来院される必要がなくなります。ホットパックについては、現在、開設当初に設置いたしました、お湯で温めて使う湿式の機械がありますが、二十数年の使用で度々の故障が起きており、水を使うために衛生的にも良くありませんので、今回導入を計画いたしました。これらにより、一項・医業費の補正後の総額を二億二千五百八十一万七千円といたしました。

三款、一項・公債費、二目・利子、二十三節・償還金、利子及び割引料一千円増額は、平成十八年度購入分の血圧脈波検査装置の辺地債五十万円の償還利子確定に伴うものです。これにより、一項・公債費の補正後の総額を一千百三十七万五千円といたしました。

四款、一項、一目・予備費を四十万六千円増額し、予備費の総額を百九十九万円といたしました。

以上、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）に係る概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	五十七分	—
—	再開	午後	一時	三十分	—

**議長（横山弘藏）** 再開します。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 歳出に移ります。

第一款・総務費

松永議員

九番（松永勇治） 九頁、一款・総務費、二項、一目・研究研修費、九節・旅費四十万一千円、今回補正されて九十七万円の計上となりますけれども、医師三人体制からですね、田中医師がお辞めになりました、また一人の医師が研修に出られるようになりますと、医師一人になります、研修期間がどのくらいなのか。

それから、その間医師が一人になるわけですから、その間の医師の対応について、どうお考えなのかお尋ねします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） お答えいたします。

今回補正しております、この研究研修費の旅費なんですけれども、これは県からの派遣医師が長期研修に行くための研修費用じゃございませんで、これは一応今県から派遣医師が研修に行くのは、早くて一年半後に研修に行くということになります。長期研修はですね…。

この分については、今二人の新人の医師が来てますけれども、東京辺りに行って専門医の資格を取得したりとかですね、そういう学会出席のための費用を計上いたしております。

ですから、一応交代の医師等は長期にわたりませんので、その都度考えていきたいと思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、その研修期間はどのくらいなんですか？

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） お答えいたします。

長期研修ということになればですね、今の県からの派遣医師の規定によりまして、二年が「一単位」となっております。一単位で派遣されることになるんですが、二年のうち一年半がその診療所で勤務をいたしまして、あとの半年をどこか違うところで研修するというようなシステムになっております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、今、私が補正についてお尋ねした今回の四十万一千円の補正は、その経費のうちどういふことじゃないわけですね。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司）　そうです。

議長（横山弘藏）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第二款・医　業　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第三款・公　債　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第四款・予　備　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五二号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。

したがって、議案第五二号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

（代表監査委員入場）

—	休憩	午後	一時	三十六分	—
—	再開	午後	一時	三十八分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第十、議案第五三号、平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（山田憲道） 議案第五三号、平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

平成十八年度小値賀町一般会計及び小値賀町国民健康保険事業特別会計他六件の歳入歳出決算認定につきましては、監査委員の監査を受けておりますので、監査委員の決算審査意見書、並びに主要施策の成果報告を添えまして、ここに提案申し上げます。

ご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

審議の前に、代表監査委員であります井上委員がご出席ですので、決算審査の報告をお願いいたします。

代表監査委員（井上喜隆） 平成十八年度決算審査報告をいたします。

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により、平成十九年七月十二日付で審査に付せられた、平成十八年度小値賀町一般会計及び特別会計の決算、並びに同法第二百四十一条第五項の規定により、同日付で審査を求められた基金の運用状況について、その審査を終了し、平成十九年八月一日付で、町長に別紙のとおり、意見書を提出いたしましたので、その内容についてご報告いたします。

第一章・総論でございますが、一、審査の対象として、（一）平成十八年度小値賀町一般会計歳入歳出決算書、（二）平成

十八年度小値賀町特別会計（七会計）歳入歳出決算書、（三）基金の運用状況について。

以上、九件の案件を審査に付されましたので、平成十九年七月十九日から平成十九年七月三十日までの間に、八日間審査いたしました。

二．審査の方法については、（一）決算の計数は正確であるか、（二）予算の執行は議決の趣旨に則り、正確かつ効率的に行われているかの三点に主眼をおき、決算書・関係諸帳票など証拠書類を点検、照合すると共に、財政の運営は全体として正しいものであったか検討し、関係各課より説明及び資料の提出を求め、慎重に審査いたしました。

三．決算の結果については、平成十八年度一般会計及び特別会計七会計の決算状況は次のとおりであり、その決算計数は関係書類とも合致し、正確であり、全体的に適切であると認めました。

まず、平成十八年度小値賀町一般会計歳入歳出決算の概況についてご報告いたします。

財政運営において、実質収支比率は十六年度二・三％、十七年度三・三％、十八年度三・二％と安定していますが、経常収支比率は、十七年度九〇・〇％、十八年度八八・〇％と高い比率となっております。また、公債費比率についても、十七年度に対し、十八年度は、〇・八％減の、二〇・五％と高い水準にあり、その動向には十分留意する必要があります。

歳入総額は、二十九億七千六百三十万六千七百四十五円で、前年度に比べ二千二百五十一万九千三百二十一円、〇・八％の増額であり、予算額二十九億七千五百十八万円に対する収入率は、百％であります。

収入未済額は、町税で百五十五万三千七百七十七円、使用料及び手数料で三十八万四千八百円、合計で百九十三万五千七百七十七円となっております。

歳出総額は、二十九億一千三百七十九万四千四百十六円で、前年度に比べ二千六百四十八万三千二百六十五円、〇・九％の増額、予算執行率は九七・九％であります。

歳入歳出差引残額は六千三百二十二万七千三百二十九円ですが、翌年度へ繰り越すべき財源二百七十八万二千円を差し引きますと、実質収支は六千四十四万五千三百二十九円であり、単年度収支は五百七十六万五千九百四十四円の赤字となっております。

続きまして、平成十八年度小値賀町特別会計歳入歳出決算の概況についてご報告いたします。

七特別会計の歳入総額は、二十一億八千八百十三万四千二百五十一円で、前年度に比べ一億百八十八万二千六百六円、四・

四％の減額であり、予算額二十一億八千二百七十七万六千円に対する収入率は、百・三％であります。

歳出総額は、二十一億一千三百七十七万七千四百九十九円で、前年度に比べ七千七百二十九万四千七百八円、三・五％の減額であり、執行率は九六・九％で、七千三百五十三万七千二百二円の剰余金となっております。

単年度収支について、黒字の会計及び金額は、簡易水道事業二百二万三千七百七十九円、渡船事業百四十一万九千七百二十円に対し、赤字の会計は、国民健康保険事業三百六十四万七千五百三十円、老人保健事業一千二百二十六万四千八百八十円、診療所事業九百九十七万五千九百七十七円、下水道事業七十四万六千七百五十八円、介護保険事業二百二十二万二千二百二十二円となっており、全体では、二千五百四十七万三千三百九十八円の赤字となっております。

一般会計及び特別会計の歳入・歳出については、ほぼ適正に執行がなされ、実施された事業も概ねその目的が達成されたものと認められました。

以上が、一般会計・特別会計の決算の概要でございます。

なお、第二章・各論については、意見書に記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

最後に、第三章・『むすび』でございますが、平成十八年度の各会計の決算審査の結果は、ただ今申し述べたとおりであり、各会計並びに基金の運用状況については、計数に誤りは無く、証拠書類も整備され、会計処理は正確であることを認めました。

年ごとに厳しさを増していく財政状況の中で、健全な財政運営を堅持するため、各課が相当の努力をしていることは十分認めるところであります。前記のとおり、経常収支比率・公債費比率はまだ高い水準にあり、財政の硬直化は依然として懸念されます。

一般会計・特別会計を合わせた実質収支額は、一億三千三百九十八万二千五百三十一円の黒字であります。さらに前年度実質収支一億六千五百五十八万七千三百七十三円を控除すると、単年度収支は三千百十七万三千三百四十二円の赤字決算となっております。

また、一般会計・特別会計を合わせた実質単年度収支については、三千七十四万六千五百五十九円の赤字となっております。

未収については、一般会計の町税等で百五十五万三千七百七十七円、使用料及び手数料で三十八万四千八百円、国民健康保険事業特別会計の保険税で一千六百二十五万七千八百八円、簡易水道で五十八万四千百九十円、診療所で二百三十七万七千九百

八十円、下水道で十万六千八百九十円、介護保険で八万六千七百二十円となっており、平成十七年度に比較して百二十八万四千四百四十四円の増で、介護保険事業で初めて未収金が発生しており、今後の動向が気になるところでございます。

納税者の納税意識の高揚に努め、税負担の公平性の観点からも、なお一層の徴収努力を望むものであります。

一般会計においては、十七年度と比較し、歳出面において、義務的経費では一億九百五十九万三千円、七・三%の減額となっております。人件費で二千九百三十六万八千円の減額、扶助費で六百三十一万四千円の減額、公債費で七千三百九十一万一千円の減額となっておりますが、公債費では償還分の元金五千六百八十万一千三百三十四円の減、利子一千七百七十一万五千九百九十九円の減となっております。その他の経費では、補助費で一千二百五万三千円、積立金百七十五万五千円の減額となりましたが、物件費で六百三十三万円増、維持補修費で六十七万七千円増、投資出資貸付金で五万円、繰出金で五百七万五千円の減額となり、その他の経費全体では一千百三十四万六千円の減額となっております。

行財政改革については、十六年度において人件費で、各種委員報酬・特別職給与の削減、その他物件費・補助費で、旅費の実費支給、各種団体補助金の削減等の改革が実施されましたが、十八年度においても、継続して行財政改革に積極的な取り組みが行われており、全体的に行財政改革の努力が認められます。

今後とも厳しい財政状況の中、創意工夫を重ね、無駄を無くし、住民の生活福祉の向上のため、一層の努力を期待します。基金については、全体で五百二十二万九千八百四十三円の積立を行った反面、一億三千九百八十八万四千四百十六円を取り崩している状況で、基金全体で一億三千四百六十五万四千五百七十三円減少し、基金残高は十二億三百六十二万六千六百九十一円となっております。

今後とも、確実かつ効率的な運用と、特に積立金額については十分配慮されるよう望みます。

我が町は、自主財源等が少なく、依存財源に大きく頼っている財政状況の中では、当然経費を抑制せざるを得ません。しかし、その様な状況下にあっても、住民のニーズ等を十分に把握し、対応しなければなりません。

十分に認識されていると思いますが、これからも継続して住民との意思疎通を図り、本町の将来についてのビジョンを明確に示すことが、住民の安心にもつながります。

どうか、今後の小値賀町のため、更なる努力を期待いたしまして、平成十八年度の決算審査報告を終わります。

議長（横山弘藏） これにて報告を終わります。

これから質疑に入りますが、本案については特別委員会を設置して付託する予定でございますので、質疑に関しましては総括的なことにとどめおき願いたいと思います。

平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算について、全会計にわたり歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

加山 議員

二番（加山雅徳） 先月二十一日にですね、議長含め、抜港問題等で県庁の方に陳情に行つてまいりました。その折にですね、知事とお会いしまして、知事の方からですね、「小値賀町さん、財政的に大丈夫ですか。」と。それと、「基金の取り崩しがあつとるようだが、今後、基金の取り崩しが無いようひとつ行財政改革を断行してください。」ということで、アドバースをいただいております。

そこで、二点ほどですね、今、井上監査委員から報告がございましたが、触れてない面がありましたんで、財政課長にお伺いをいたします。

まず、これは今年の当初予算審議でも質疑したと思うんですが、『実質公債費比率』がですね、十七年度の決算で一三・七％。今回、十八年度が一七・二％ということで、今年の予算の審議の時には「まあ、そう上がることは無いだろう。」ということ、大変な複雑な計算がある。」という答弁があつたと記憶しております。

そういうことで、この実質公債費比率がですね、一三・七から一七・二に上がった、三ヶ年平均つちゆうことでおそらく十八年度が入つた中での、何かの原因があつて上がったんだろうと思います。その点の説明をお伺いをいたします。

二点目がですね、これは『バランスシート』の件ですが、これは議会運営委員会でもちよつと出ましてですね、各議員さんみんな持つとらすと思うんですけどね、その中で、このバランスシートが平成二十年年度の決算から義務付けられると、全国の自治体がですね。

そういうことで、お手元に当町のバランスシートがあると思いますが、その中でちよつと見ていただきたいんですが、通常、これ企業会計ですが、まあ行政と企業というのは若干違います。しかしながら、このバランスシートを義務付けする理由というのが当然あるわけです。と言うのは、企業はご存知のごと、利益追求ですから、行政の方は利益追求というわけにはいかない。しかしながら、支出はするわけですから、最小の費用ですね、最大限の効果を出すという面については、企業と同じじゃないかという観点からですね、企業で一番関心があるのが『借り方』ですね。この分の流動資産ですね、

これが約当町が三億二千七百七十一万八千円ということ、これが通常企業で言えば、一年内に現金化できる金だと。それで、右側の『貸し方』の方ですが、こっちの分が流動負債の分ですね。これが要するに借金ですね。当町の…。これが五億五千九百三十四万八千円ということですね、この二項目を見れば大体判るんですよ。そういうことで、通常で言えば、この状態ならば『倒産』というのが普通なんです。

しかしながら、行政の場合はですね、この流動負債についてはですね、真水の分の交付税で措置される分が入るとして、たとしてもですね、今のような監査委員さんの報告でいけば、基金を取り崩しとることにならばですね、この流動資産の分がどんどん減っていくわけですね。そうした場合に通常自治体では、この『流動比率』つちゆのが二百%以上というのが理想だと。そういう意味で、今後の財政運営においてですね、私自身かなり心配しとるわけですが、その二点についてですね、お答えをお願いいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えいたします。

実質公債費比率につきましては、算定方法が前年度から今年度は変わっております。

どういうことかと言いますと、前年度までと今年度と変わった点だけを申し上げますけども、今、小値賀町で『債務負担行為』というのがあります。畑総事業等でやった分の借金ですね。所謂、『隠れ借金』と言いますか、その分の、前年度までは『利子』だけをその実質公債費比率に算定しておったんですが、今年から一応『元金』まで入れるということで、一挙にその負債がまだ五千万ほど毎年払っておりますので、その分が増えたために、この係数が上がったということでございます。

当初予算の時に、それは考えておりませんでしたので、「そういうふうになることは無い。」というふうに答弁しておりましたけども、算定方法が変わったために、この一七・二%になったということでございます。

単年度で言いますと、今年は一〇%を超しております。前年度もその前の年も、今度は元金を入れて計算をし直すということ、昨年は一三・七%だったんですけども、それも入れますと、一六点幾らになるわけですね。そういうことで、三年平均で一七・二%になったということでございます。

それから、先日、各議員さんの方にバランスシートを配布しておりますけども、それによりますところですね、流動負

債と言いますのは、翌年度支払うべき『地方債』の分でございます。

先ほど、加山議員さんがおっしゃるとおりですね、各企業会計からいきますと、すでにもう二百超しとるわけですから、倒産になっても仕方ないような数字なんですね。

しかし、地方公共団体の地方債と言いますのは、当然交付税措置があります。その交付税措置でどれぐらいあるかと言いますと、大体今年度で言いますと、六九%、約七割ですね。来年度が大体六七(%)ぐらいになると言いますけども、その比率でいきますと、実質的にはこれの三二、三%が実質的な流動負債だというふう認識しておりますので、その点、基金を去年まで一億三千万ほど崩して、この十九年度に対しては約三千万ぐらい残るんじゃないかなというふうに思っておりますけども、午前中も答弁しましたけど、二年後か三年後ぐらいにはですね、取り崩しは多分無くなるのではないかなというふうに計算をしております、いろいろ心配をかけておりますけども、その方向でですね、決して事業をやらないと言ってるわけではございませんで、今年でも建設事業費は約八億あまり計上しておりますので、その線はあまり崩したくはないなというふうに思っております、一年間で建設事業にかかる一般財源を一億円以内に抑えるというふうな方針は変えずにですね、いきたいというふうに考えております。

それでよろしいでしょうか…。

議長(横山弘藏) 加山議員

二番(加山雅徳) 一点目の実質公債費比率については解りました。

それで、これもですね、解ったものですね、今後これが財政課長もご存知のとおり、一八%を超したらまた『許可制』に戻ると。まあ、夕張市みたいにならんようにですね、是非そこ辺は注意していただきたいと思えます。

二点目ですが、これは今言われた、要するに借金の方ですね、これが真水の方で約三割程度だということで、これは年々下がっていくというところで、今年度が約五億五千九百万、約、この三割としても一億六千万か七千万なるわけですね。

そういうことで結局、先ほど、なぜ、私が知事から言われた言葉を冒頭言うたかと言えそうですね、県の方も新聞等々出たようにですね、破綻の状態にあると。これは小値賀町ばかりじゃなくしてどこの自治体も一緒だと思います。

そういう意味においてですね、これは基金を取り崩すということになればですね、突発的つちゆうよりも、今後小中高一貫とか、もろもろ事業があると思えます。病院の建て替えとか、もろもろですね…。そうした場合に、やはりこのバランス

が崩ればですね、当然、銀行なりどっからかなり借らねいかんようになってくるわけですね。そういう状態にならないように知事の方も気を配ってくれたんだと私は理解しております。

そういう意味において、これについてもですね、特に注意を払っていただきたいと思えます。  
以上です。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之）

ただいま、議員さんのおっしゃるとおりですね、我々も注意深くその点につきましては見ていきたいというふうに思っております。県知事さんから心配してもらっているのも十分私たちもよく解っております。他の町でもほとんど基金を崩していないところは無いです。

ですから、先ほど言いましたけども、実質公債費比率の一八%を超しますと、許可制に戻るということで、まあ許可制のところは全国でも三割以上実際あるんですけども、うちもですね、その点は幸いにしてですね、起債が十七年度をピークに下がってきておりますので、少しずつ下がるというふうに認識をしておりますけども、実質、まだ債務負担行為の分がですね、あと三年ぐらいしないと「ごそつと」落ちないということ、まあその辺、一七か一八、ひよつとしたら一八(%)超えるかも知れませんが、それを超えないような構築をしたいというふうにご承願したいと思います。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教）

井上代表監査委員さんにお伺いをいたします。

細かいことは、明日からの特別委員会で質疑をすることになりますので、細かいことについては明日以降にということにしておきますが、ちょっと監査委員さんのご意見を今のうちに伺っておいた方がいいなあとという問題がありまして、伺いたいと思えます。

『決算書』の百五十頁でございますが、そこに「予備費」が書かれてあります。

予備費の性格というのは、予算に科目の無いものとか、科目があっても、予算に当初計上してなくても支出すること、それから、予算に計上されてはいますが、金額が不足する場合に充てるというふうになっておりますし、法的にも実は『上限』が決められておりませんので、幾らでもいいということにはなるわけです。理屈的にはそうであります。しかも、それは、

「予備費の充用は、市町村長の裁量でできる。」ということになっておりますので、これはもう法的には何の問題も無いと、まずはそれを前提とした上でお伺いをします。

しかしながら、このような考え方は、当初にすべての予算が組まれて、途中で補正が無いということをお前提としていると私は思っております。

したがって、当町のように補正がある段階の中で、予備費が充用されている項目が、例えば、最終的な補正予算の後に、そういう予備費を使わなければいけないようなことが起こったのかどうか。私たちの資料では、いつそれが充用されたかということが判りませんので、監査委員さんの方ではどのように捉えておられるのかなということ、お伺いをしたいということでございます。

ここに、予備費の方に充用した所が書いてあります。そして、金額的にも百万を超えている所もあります。先ほど申しましたように、金額は上限が無いのでかまいません。それもかまわないんですが、内訳を見ると、例えば、「積立金」の方に充用しているものがあります。これはまともなのかなと…？それが二箇所あります。それから、充用したものに、「ジユウヨウ費」の中に充用しております。これも問題は無いのかなと…？そして、「土地の購入費」に充用しているものもあります。もちろん、これについても、別に充てたって問題は無いんですが、補正を組むようなことのできる段階で、「しているのか・していないのか」ですね。

つまり、予算化できる状態があるのに、してなかったとすれば、本当に予備費の充用の本当の意味合いから言うと、これでもいいのかなと思うもんですから、その辺のところ、うちの方の会計のあり方、予算の組み方のことを前提にして、補正予算を組んで、四回も五回も組んで、その中で、このような予備費の充用というのは『妥当であったか』ということについて、監査委員さんのご意見を伺います。

議長（横山弘藏） 井上代表監査委員

代表監査委員（井上喜隆） 今、立石議員さんから指摘されましたけどもですね、おっしゃるとおりでございます。

補正をちゃんとしながら、こういうまた充当をする、そういう状況の中ですね、私も今、そこまでは気がつきませんでした。はっきり申しまして…。お恥ずかしいですけど、充用の充用があったということまではですね、気がつきませんでした。それは確かにおかしいと思います。

だから今、立石議員さんのおっしゃるとおりで、私たちがですね、そこまで監査の中で確かにミスと言いますか、正当なものであるかどうか、それを調べるのが私たちの責任ですけど、それが仕事なんです。この充用、充当はですね、確かに私たちもチェックの中では重要な位置に占めてるんですけども、今おっしゃったことはですね、気がつきませんでした。はつきり申しまして…。

そういうことで、今立石さんから指摘されましたことはですね、まったくそのとおりでございます。今後、それを生かしていきたいと思っております。申し訳ございませんが…。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑もないようですから、おはかりします。

議案第五三号は、この際、議長及び議会選出監査委員を除く八人の委員で構成する『決算特別委員会』を設置し、これに付託して、なお期間は、会議規則第四十六条第一項の規定により、九月二十一日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定については、議長及び議会選出監査委員を除く八人の委員で構成する『決算特別委員会』を設置し、これに付託して、九月二十一日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

おはかりします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定により、松永勇治議員、立石隆教議員、岩坪義光議員、浦 英明議員、小辻隆治郎議員、土川重佳議員、加山雅徳議員、宮崎良保議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第八条第二項の規定及び第九条の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

―	休憩	午後	二時	十六分	―
―	再開	午後	二時	十六分	―

議長(横山弘藏) 再開します。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので報告します。

委員長に立石隆教議員、副委員長に岩坪義光議員、以上のとおりであります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、九月二十日から二十五日まで休会とします。

九月二十六日は、午前九時三十分より開議します。

なお、九月二十日、二十一日は決算特別委員会となっておりますので、よろしく願います。

―	午後	二時	十七分	散会	―
---	----	----	-----	----	---